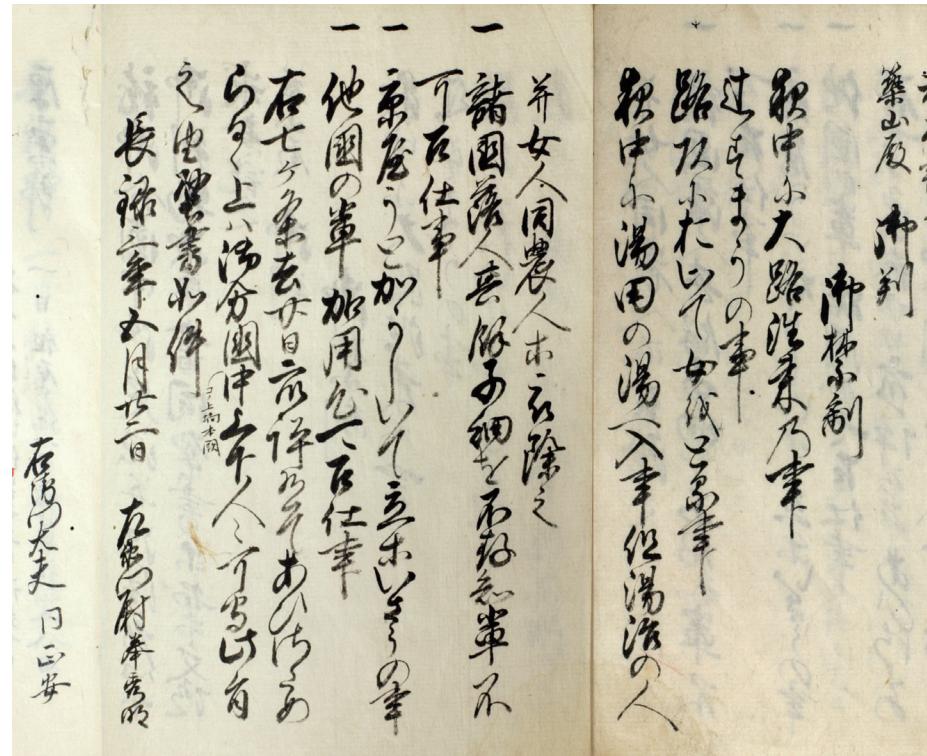


戦国大名の登場と城下町（分国法）



*毛利家文庫 27諸家4「大内家諸掲留書」

解説

戦国時代になると、各地の大名は他国との争いに勝ち抜くために軍事力を強化するとともに、城下町をつくって商工業者を呼び集め、経済的な基盤を固めました。また、独自の法令（分国法）を定め、配下の武士や領民の行動を取り締まりました。

周防を中心に戦国を治めていた大内氏も、早くから法令を定めて、領国支配に臨みました。これらはのちに集成されて「大内家壁書」「大内氏掲書」等と呼ばれ、代表的な分国法の一つとされています。

写真は、1459（長禄3）年に大内氏が本拠地山口の町における禁止事項を列挙した7か条の掲書です。その内容は、以下のよう�습니다。（1）夜中の大路往来の禁止（のちに有力家臣が交代でパトロール）。（2）辻相撲の禁止（通行人に対する交通妨害や迷惑行為を問題視）。（3）路頭において女をとることの禁止（女性の拉致が頻発）。（4）夜中に湯田の湯に入ることの禁止。湯治に来た人や女性、農民は規制の対象外。（5）諸国からの落人や得体のしない人物を召し抱えることの禁止。（6）京様と称して人前で異様な格好をすることの禁止。（7）他国の人間を召し抱える際の用心を喚起（（5）と同様他国人を警戒）。

この掲書からは、大内氏の城下町山口の繁栄と、それに伴い他国から人や風俗が流入している様子、大内氏が治安や風紀上の問題からそれらを統制しようとしていること、等々がうかがえます。なお、同内容の掲書は、1486（文明18）年および翌年にも出されています。

*当館の大内氏掲書には、このほか近藤清石文庫98（20の15）「大内家掲書」、多賀社文庫181「大内殿掲制札類」、一般郷土史料432「大内殿掲制札類」、毛利家文庫 27諸家3「大内壁書」、多賀社文庫179「多々良氏家法」があります。

*大内氏掲書は、『中世法制史料集3 武家家法 I』（岩波書店、1965年）に収録されています。